



NO. 826  
 発行  
 2014年  
 9月6日  
 国鉄労働組合  
 新潟地方本部  
 発行責任者  
 上石 昌彦  
 編集責任者  
 教 宣 部

# 団結し運動を進めていこう

拡大支部代表者会議開催  
 8月20日地本事務所

拡大支部代表者会議が、8月20日13時より地本事務所で開催されました。

会議では、全国大会の報告・エリア大会の報告がされ、各出席者から意見が出され、その後、全体で意思統一しました。

はじめに上石委員長から「全国大会は、役員と委員で選挙になったが、運動方針は決定された。新潟地本として団結し組織拡大を含め、運動を進めていこう」とあいさつがありました。



## すべての代議員 組織拡大を発言

### 全国大会報告 田澤書記長

「すべての代議員から組織強化・拡大の発言があった。組織拡大の取り組みを全体で認識して強化していくことが重要だ。来賓の弁護団からのあいさつの中でも組織拡大にふれていた。国労運動、職場活動の取り組みについて他労組へアピールすること。日常の職場で



の取り組みなど、国労組合員の魅力だと考える。などなどあいさつがあった。代議員の発言は、経過で6名・運動方針で24名の発言があった。運動方針に対して補強案が提案された。その関係で、執行委員長・書記長・執行委員が辞表

## 北陸新幹線開業 にともなう対策会議

中越地区・10月16日

直江津地区・10月17日



を提出し選挙になった。混乱した大会だったが運動方針は決定された。新潟地本としても団結し運動を進めていこう。」と田澤書記長から全国大会報告がありました。

## エリア本部大会報告

### 福富執行委員

東日本本部定期大会の報告は福富組織部長から「代議員の発言は組織拡大がほとんどだった。発言は、経過で6名、運動方針で17名



だった。組織拡大の取り組みは、学習会の開催、レク活動などが拡大に結びついている。また、駅の遠隔操作導入によるサービス低下など発言があった。社員の駅業務が忙しくなっている。スト権投票は全代議員は○で投票した。」とありました。



拡大支部代表者会議は、13時から約1時間でしたが、大会報告、質疑などあり、その後、全体で意思統一しました。

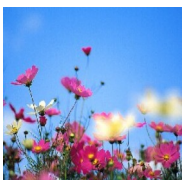


## 編集後記

8月が終わり今年の夏も終わりですね。全国大会、エリア本部大会が開催され、闘う運動方針が決定されました。

全国大会は、少し混乱しましたが運動方針が決定され全体で意思統一しました。新潟地本も代表者会議で報告され、混乱な大会でしたが運動方針が決定され新潟地本としても団結し運動を進めていこうと意思統一しました。

最重要課題である、組織拡大を全体で取り組み、職場活動の活性化を図り運動を進めていきたいと思います。





# JAL 闘争支援 新潟キャラバン

「JAL 闘争支援新潟キャラバン」を実施します。国労本部の闘争指示により全国的に取り組みが進められています。

6月に、東京高裁で不当な判決が出されました。原告団は、控訴人、141名中135名が直ちに最高裁に上告及び上告受理の申し立てを行い8月末9月初旬に客室乗務員、パイロットそれぞれの理由書を高裁に提出しました。



## 国労東日本本部 マラソン大会

11月15日(土)

### 東京・皇居外周コース

国労東日本本部マラソン大会が11月15日(土)に開催されます。競技は5キロの個人マラソンと駅伝競技が行われます。多くの組合員の参加をお願いします。



#### 実行委員会の開催

8月26日に実行委員会を新潟地区労会議事務所で開催し11月に具体的にキャラバン行動を実施しキャラバン行動最終日に新潟市で宣伝行動と集会を開催することが決定しました。

キャラバン行動には、県労連や地区労会議に結集する労働組合、民主団体など広範に呼びかけていきます。

新潟での集会は、200名規模の集会を計画しています。多くの組合員の参加をお願いします。



## ことが知りたい

○労働協約の取り扱い○

国労本部並びに国労規約第57条によるエリア本部のストライキのための準備指令並びに指令が発せられた場合、その都度、各会社に対して労働協約に基づく手続きで行う。

労働協約第59条く組合が争議行為を行う場合には、日時及び場所並びに争議行為の概要を10日前までに、また、争議行為の目的、形態、規模日時、期間及び場所等の具体的かつ詳細な内容をその72時間前までに文章をもって会社に通知するものとする。

組合が争議行為の予告内容を変更する場合には、その旨を直ちに会社に通知するものとする。

#### 具体的な取り扱いについて

- 準備指令が発せられた時の手順
- ①国労本部は、争議行為を行うための準備指令を発する。
- ②国労本部は、労働法37条に基づき行政機関に通知を行う。
- ③国労規約第57条に基づきエリア本部が争議行為を行う場合も同様とする。
- ④各エリア本部は、会社に対して10日前までの争議概要を通知する。

国労本部  
(資料・労働者の権利について)

